

平成26年6月20日  
北陸農政局担い手育成課

### 経営所得安定対策等の推進について

#### I 26年産米・畑作物の収入減少影響緩和対策（以下「ナラシ対策」という。）の加入推進について

26年産ナラシ対策については、現在、JA等において加入申請書を取りまとめ、6月中旬まで農政局に提出する予定となっています。

26年産米は、米の在庫が過剰基調であること等により、米価の下落も予想されることから、後々、対象農業者から「制度内容を知らなかった、知っていれば加入していた」「加入したかったが、加入申請手続きがわからなかった」等の苦情がないよう、再度、未加入の認定農業者等対象者に対し、加入推進をお願いします。

#### II 畑作物の直接支払交付金（以下「ゲタ対策」という。）に係るそば及び水田活用の直接支払交付金に係る飼料用米の検査について

##### 1 飼料用米について

飼料用米の検査規格については、等級区分は「合格」又は「規格外」に仕分けされます。

なお、「規格外」又は「未検査」の場合は、捨てづくりでないことを確認の上、5.5万円/10aとなりますのでご留意願います。

交付金の支払スケジュールとしては、12月までに5.5万円/10aを交付し、翌3月までに数量に応じて差額を交付する予定です。（11月までに数量が確定した場合は前倒しして支払うことは可能です。）

##### 2 そばについて

ゲタ対策のそばを申請される方は、26年産から農産物検査法に基づく検査を受ける（受検）必要があります。

石川県におけるそばの農産物検査は、一部地域で行われていますが、そばの検査を受けるに当たっては、お近くの登録検査機関（JA等又は穀物検定協会）に問い合わせ頂くようお願いします。

#### ○畑作物の直接支払交付金

・数量払交付単価

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等	規格外
そば	14,700円	13,990円	13,190円	9,980円

・面積払(営農継続支払)交付単価:13,000円/10a

### Ⅲ 平成27年度経営所得安定対策等の着実な実施に向けた留意事項について（資料1）

平成26年6月13日、参議院本会議において「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「担い手法」という。）が可決しました。見直しの概要は「資料1」とおりましたが、これの留意事項を以下のとおり取りまとめたので参考にして下さい。

#### 1 交付対象者要件の見直し等について

担い手法により、平成27年度からゲタ対策、ナラシ対策の対象者は認定農業者、一定の要件を備えた集落営農及び認定新規就農者（以下「担い手」という。）となり、規模要件は課さないこととなります。

(1) 26年度のゲタ対策を申請した担い手以外の農業者（以下「一般農業者」という。）をリストアップし、27年度に向けて担い手への誘導をお願いします。

【参考】25年産でゲタ対策の交付者のうち一般農業者の状況

	六条大麦		大豆		そば	
	交付件数	交付面積(a)	交付件数	交付面積(a)	交付件数	交付面積(a)
加賀市協議会	1	906	30	1,369	52	1,168
小松市協議会	6	1,273	6	1,232	8	510
川北町協議会	2	139	5	125		
野々市市協議会						
金沢市協議会					1	33
羽咋市協議会	5	163			8	200
志賀町協議会						
七尾市協議会					1	0
穴水町協議会			2	384	3	1,273
輪島市協議会					9	301
珠洲市協議会			1	0	1	0
能美市協議会	10	449	8	335	1	0
白山市協議会	2	709	16	10,507	51	1,508
中能登町協議会						
能登町協議会	1	0			4	35
河北郡市協議会	3	96	3	0	25	1,753
宝達志水町協議会			1	18	3	34
石川県計	30	3,735	72	13,970	167	6,815

(2) 認定新規就農者については、27年度以降、市町が認定する「認定新規就農者」が経営所得安定対策のゲタ対策、ナラシ対策の対象者となります。

これまで県知事が認定している「認定就農者」については、市町において新たに認定新規就農者として認定が必要となりますのでご注意ください。

(3) 集落営農については、これまで法人化計画の作成等の5要件を満たすものをナラシ対策の対象としてきましたが、27年度以降は、ナラシ対策、ゲタ対策に加入できる集落営農組織の要件を現場実態を踏まえて見直しすることとし、「組織の規約の作成」及び「対象作物の共同販売経理の実施」の2要件のみを国が確認することとなります。

また、残りの要件のうち「農業経営の法人化」及び「地域における農用地利用の集積」については、市町が確実と判断すれば、要件を満たしているものとして取り扱うこととし、「主たる従事者の農業所得の目標」については、不要となる予定です。

(4) ナラシ対策については、経営規模要件が課されなくなることから、特に水稻のみを作付けする一般農業者に対して、認定農業者になるか、一定の要件を備えた集落営農を立ち上げていただき、対策に加入できるよう指導願います。

## 2 営農継続支払に係る当年産面積払いの導入について（資料2）

ゲタ対策に係る営農継続支払の交付対象面積については、26年産までは、対象畑作物の前年産生産面積と当年産に係る対象畑作物の生産予定数量を県平均単収で割り戻した面積を比較して、いずれか小さい方の面積により交付していますが、27年産からは、当年産の作付面積により交付することとなります。

これにより、畑地で、麦、大豆、そば、なたねの作付が多い協議会においては、「資料2」により畑地の面積の把握をお願いします。

## IV その他

### 1 農業共済の除外指定のフォローアップについて

協議会が交付対象作物ごとの作付確認を実施する際に、農業共済組合等が通常の肥培管理が行われていない等の理由から除外指定した農地について、その情報を活用して行い、十分な収量を見込むことができない場合は交付対象から除外することとなっています。

農業共済組合等から除外指定の情報提供を受けた場合は、農政局担当者とも相談の上、その状況を現地で確認し、その結果を野帳等で整理の上、交付金の支払が適切に行われるようにして下さい。

### 2 「調整水田等の不作付地の改善計画」について

市町は、調整水田等の不作付地の改善計画が提出されている農地について、地域活性化協議会の構成メンバー（農業委員会、農業協同組合等）の協力の下、現況確認を行い、改善計画を提出している農業者に対して農地の利用増進の指導をお願いします。



# 生産条件不利補正交付金(ケメ対策)

諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物について、生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付

## 【現行法】

### 【交付対象者】

認定農業者、集落営農のうち一定規模以上の者  
 ( 都府県 4ha、北海道10ha、集落営農20ha以上 等市町村特認あり )  
 ※ 23年産からは、予算措置により、全ての販売農家、集落営農を対象に実施



認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象に実施する予定(いづれも規模要件は課さない) 【第2条第4項】  
 ※ 26年産は、予算措置により、全ての販売農家、集落営農を対象に実施

## 【見直し後(27年産から改正法を適用)】

### 【支援の内容】

- ① 過去の生産面積に応じて交付する面積払(7割)と
- ② 当年の品質及び生産量に応じて交付する数量払(3割)の併用

※ 23年産からは、予算措置により、数量払を基本に、面積払を内金として支払い



- ① 当年の品質及び生産量に応じて交付する数量払を基本。
- ② 当年産の作付面積に応じて交付する面積払(営農継続支払)を収穫前に数量払の内金として支払い

※ 26年産も、予算措置により、同様の措置 【第3条第1項、第2項及び第4項】

### 【対象品目】

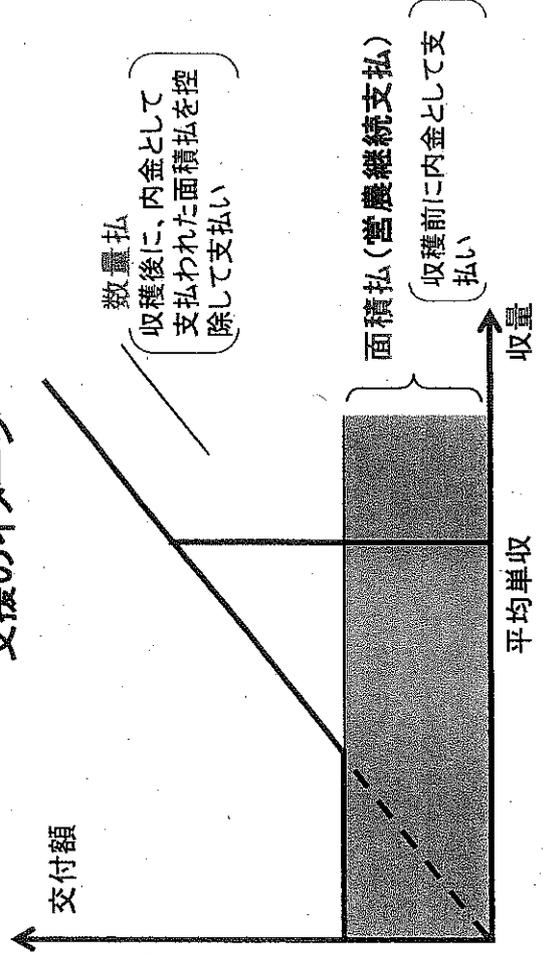
麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ

※ 23年産からは、予算措置により、そば、なたねも支援



麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ、そば、なたね  
 ※ 26年産も、予算措置により、同様の措置 【第2条第2項】

## 支援のイメージ





# 収入減少影響緩和交付金(ナシ対策)

収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるようにするための農業者拠出に基づくセーフティーネット  
【見直し後】

## 【交付対象者】

認定農業者※1、集落営農のうち一定規模以上の者  
(都府県 4ha、北海道10ha、集落営農20ha以上等)  
市町村特認あり

27年産から、認定農業者※1、集落営農、認定新規  
就農者※2を対象に実施する予定  
(いずれも規模要件は課さない)  
【第2条第4項】



## 【現行法】

## 【支援の内容】

- ・当年産の販売収入の合計(作物ごとの収支の合算)が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補てん(都道府県等地域別)
- ・対策加入者はあらかじめ一定額の積立金を拠出  
(「農業者1:国3」の割合)

変更なし



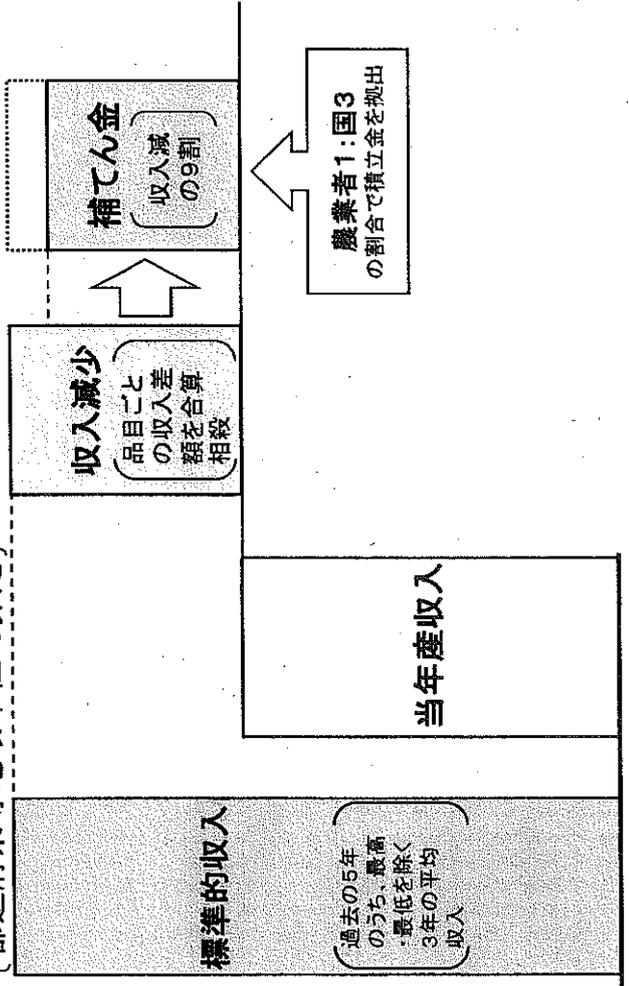
## 【対象品目】

米、麦、大豆、てん菜、てん粉原料用ばれいしよ

変更なし



## 【都道府県等地域単位で算定】



## ※1 認定農業者とは

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が設定した農業経営の目標(所得目標等)の達成に向けて、今後5年間に於ける自らの経営拡大や効率化等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村から認定された農業者。

## ※2 認定新規就農者とは

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が設定した新規就農者の農業経営の目標の達成に向けて、今後5年間に於ける自らの取組を内容とする「青年等就農計画」を作成し、市町村から認定された新規就農者。



平成26年 5月23日  
経営安定対策第3班

## 営農継続支払の当年産面積払の導入に向けた畑地面積の把握 〈当面、各地域協議会レベルで行うべき事項〉

### 1. 畑地情報の営農計画書への記載の徹底

平成26年度「経営所得安定対策の交付金等に係る営農計画書(様式第2号)」に、畑作物の直接支払交付金の対象となる農作物を作付けする農地(畑地)の地番、本地面積、作付面積等を記載することについて、本年度の加入推進活動等を通じて加入予定の農業者に指導。

### 2. 作付面積を把握する必要がある農地のリストアップ

農業者から提出された営農計画書を基に、畑作物の直接支払交付金の対象となる農作物を作付けする農地のうち、対象となっていない農地をリストアップ。

〔 具体的には、農作物・畑作物共済、水田活用の直接支払交付金、  
産地交付金の対象となっていない農地をリストアップ。 〕

### 3. リストアップした農地について面積情報等を整理

農地の所在地、農地面積、本地面積(作付可能面積)、対象作物の情報等を整理。

### 4. リストアップした農地の本地面積(防風林・法面を除外した作付可能面積)の把握

リストアップした農地について本地面積を測定。



当年産面積の導入に向けて26年度中に準備しておくべき事項

項目	具体的事務
①新たに作付面積を把握（確認）する必要がある農地の洗い出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H26 営農計画書を基に、農業共済、水田活用の直接支払交付金、畑の産地資金等の対象となっておらず、新たに作付面積を把握（確認）する必要がある農地を洗い出し</li> </ul>
②上記農地についての面積情報等の整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記農地についての情報の整理 農地面積、本地面積（作付可能面積）、農地の位置（場所）等</li> </ul>
③上記農地についての本地面積（作付可能面積）の確定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面等の存在により、「農地面積+本地面積（作付可能面積）」の農地については、本地面積（作付可能面積）を実測等により確定。 →これが支払いのベースとなる面積。H27以降は、本地面積（作付可能面積）全体に対象作物が作付けられているかどうかを確認すれば良い。 なお、作付可能面積の一部に対象作物が作付けられている場合は、実測が必要。</li> <li>※1 区画の農地に、複数の作物を作付けすることがあらかじめ想定される場合は、農地の長辺、短辺を測定しておけば、翌年以降の作付面積の実測作業が軽減。</li> <li>・法面等がなく、所有農地全体に作付けすることが可能な場合は、農地面積を本地面積とすると、大きいため、本地面積を新たに測定する必要はなし。 この場合の農地面積は農地台帳上の面積を基本とし、分筆等により農地台帳の面積と実際の農地面積が明らかに異なる場合は、実測等により農地面積を確定。</li> </ul>
④③で確定した本地面積の農業者に対する通知、確認等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・翌年度以降の支払いのベースとなる本地面積について、農業者に対して通知し、確認。（必要に応じ、営農計画書の面積を修正した上で、農業者に対して確認）</li> </ul>
⑤本地面積等の農地情報のデータベース化、マップピングシステム等への入力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域協議会等が保有するシステムの実態に合った形で整理。</li> </ul>

※ 対象作物の作付期間でなくとも、準備を進めることができる項目が多いため、業務が少ない時期に行うなど効率的の実施に努めることが必要。



# 産地交付金の追加配分に向けた手続きについて

平成26年6月20日  
北陸農政局生産振興課

経営所得安定対策等実施要綱（以下「要綱」という。）別紙11及び水田活用の直接支払交付金実施要領（以下「要領」という。）第4の規定に基づき、飼料用米、米粉用米に係る多収性専用品種の取組、加工用米の複数年契約の取組、備蓄米の取組及びそば、なたねの取組に応じて、産地交付金の追加配分を8月を目途に行うこととしています。

つきましては、これらの取組に係る追加配分枠の算定に必要な報告や関連資料の提出について協力をお願いします。

## 1 飼料用米、米粉用米の多収性専用品種の取組

多収性専用品種（需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の3に規定する品種をいう。）での飼料用米、米粉用米の取組について、追加配分を行います。

一括管理方式で多収性専用品種の生産に取り組む場合は、追加配分の対象になりませんのでご注意ください。

### 【提出書類】

#### (1) 多収性専用品種の種子購入伝票の写し

当該取組を行う農業者は、多収性専用品種の種子購入伝票の写し（無償譲渡の場合は、譲渡の際の受け渡し伝票でも可。）をJA等を通じて取組農業者が所属する地域協議会に提出してください。

なお、自家採種を行う者は、要領様式第2号の「自家採種の種子による取組申請書」を作成し導入当初の種子購入伝票の写しを添えて、JA等を通じて所属する地域協議会に提出してください。

#### (2) 新規需要米取組計画の写し

新規需要米取組計画書申請者は、取組農業者が所属する地域協議会にその写しを提出してください。

## 2 加工用米の複数年契約の取組

加工用米の作付に当たって、以下の要件を満たす複数年の販売契約の取組について、追加配分を行います。

- ① 契約期間は平成26年産から28年産までの期間を含む3年間以上とし、その3年間の契約数量が維持又は増加するもの
- ② 契約書の内容には、各年産米の「契約数量」及び「契約価格」、契約不履行に対する「違約条項」が記載されていること。

なお、「契約数量」については、過去の加工用米取組実績数量を超えた数量のみではなく、3年契約を締結した全量が追加配分の対象となります。

また、「契約価格」については、具体的な価格が記載されている場合のほか、契約価格の設定方法が明示されている場合などが対象となります。

なお、JA等生産者団体が生産者をまとめて契約する場合は、生産者は3年間固定である必要はありませんが、当初の契約時に予め3年分の生産者を決めておく必要があり、2年目、3年目に生産者リストを更新することは原則認めません。

#### 【提出書類】

##### (1) 生産者等と需要者等との間での販売契約書の写し（平成26年産から28年産までの3年間以上の契約のもの）

生産者団体等は、6月30日までに締結した販売契約書の写しを取組農業者が所属する地域協議会に提出してください。

なお、全農本部が生産者団体として需要者団体（需要者）との間で販売契約を締結している場合は、全農本部からその写しを入手して取組農業者が所属する地域協議会に提出してください。

また、自家加工を行う農業者は、要領様式第3号の「加工用米の適正使用に関する誓約書」、同様式第4号の「加工用米の自家加工販売者に係る生産・加工販売の実績・計画について」を作成し、JA等を通じて所属する地域協議会に提出してください。

##### (2) 「加工用米の複数年契約に係る生産者名及び生産予定数量等一覧」（要領様式第1号-1）

生産者団体が契約主体になっている場合の提出書類になりますが、契約ごとに生産者団体が整理して作成の上、取組農業者が所属する地域協議会に提出してください。

なお、全農が生産者団体となっている場合は、全農県本部の指導の下、JA（単協）が契約主体となる需要者団体（需要者）ごとに整理して作成の上、取組農業者が所属する地域協議会に提出してください。

##### (3) 「加工用米の複数年契約に係る需要者名及び契約数量等一覧」（要領様式第1号-2）

需要者団体が契約主体となっている場合の提出書類になりますが、契約ごとに需要者団体が整理して作成の上、取組農業者が所属する地域協議会に提出してください。

なお、全農が生産者団体となっている場合は、全農県本部の指導の下、需要者団体が作成の上、取組農業者が所属する地域協議会に提出してください。

##### (4) 加工用米取組計画書の写し

加工用米取組計画書申請者（地域流通）の場合は、取組農業者が所属する地域協議会にその写しを提出してください。

なお、全農本部が加工用米取組計画書申請者（全国流通）の場合は、地

域協議会への提出は不要です。(本省から当該取組計画に係る認定通知を受けた後、当局から地域協議会に対して同通知を行う際に当該取組計画の写しを添付する予定です。)

### 3 備蓄米の取組

備蓄米の政府買入れに係る競争入札において落札された数量に対応する備蓄米の取組について追加配分を行います。各県別の落札数量を各県の平年収量で面積換算して追加配分額が算定されるので、県や地域協議会からの提出書類はありません。

### 4 そば、なたねの取組

そば又はなたね(油糧用)の水田における作付けに当たって、農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結している取組について、追加配分を行います。

なお、二毛作については、主食用米、戦略作物、そば・なたねとの組み合わせが対象となりますので、野菜+そば、花き+なたねなどの組み合わせで取り組む場合は、追加配分の対象になりませんのでご注意ください。

#### 【提出書類】

##### ○出荷・販売契約書の写し

生産者団体等は、6月30日までに締結した出荷・販売契約書の写しを取組農業者が所属する地域協議会に提出してください。

なお、自家加工を行う農業者は、要綱様式第14号の「畑作物の自家加工販売(直売所等での販売)計画書」を作成し、JA等を通じて取組農業者が所属する地域協議会に提出してください。

### 5 各者ごとの提出スケジュール

#### (1) 取組農業者等

取組農業者等は、1、2及び4の提出書類を6月30日までに地域協議会に提出してください。

#### (2) 地域協議会

地域協議会は、(1)により提出された書類を確認し、要領様式第5号に対象面積を取りまとめ、(1)により提出された書類を含む関連資料を添えて(別途石川県が指示する日までに)石川県に提出してください。

なお、要領様式第5号の提出の際に、要綱Ⅲの3の(2)に基づく「経営所得安定対策等交付金の対象作物の地域別作付計画面積報告書」(様式第7号)の5の(3)の面積と突合し整合をとって報告してください。

#### (3) 石川県

石川県は、(2)により提出された書類を確認し、要領様式第6号に対象面積を取りまとめ、(2)により提出された書類を含む関連資料を添えて7月31日までに北陸農政局生産振興課まで提出してください。



# 水田活用の直接支払交付金実施要領

農林水産省生産局長通知

制 定 平成26年4月1日付け25生産第3561号

## 第1 趣旨

水田活用の直接支払交付金の実施については、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産省事務次官依命通知、以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによるものとします。

## 第2 水田フル活用ビジョンについて

### 1 作成主体

都道府県が作成し、取りまとめるものとします。地域農業再生協議会が作成することもできるものとしますが、その場合においても、都道府県が取りまとめるものとします。

### 2 水田フル活用ビジョンの内容

次の内容について記載するものとします。これらの内容について記載した水田フル活用ビジョンの作成が産地交付金による支援の要件となります。

#### (1) 地域の作物作付けの現状、地域が抱える課題

地域における作物作付けの現状や近年の動向、生産振興を図るに当たって地域が抱える課題等を記載するものとします。

#### (2) 作物ごとの取組方針

(1)を踏まえ、作物（主食用米を含む。2の(3)において同じ。）ごとの作付面積の目標、生産拡大に向けて導入する新しい技術、販売先との連携、活用施策等を記載するものとします。併せて、不作付地の解消に取り組む場合は、取組予定面積や作付けする作物等を記載するものとします。

なお、産地交付金については、本項目に記載した作物ごとの取組方

針に沿った形で活用するものとします。

また、産地戦略枠を活用する場合には、その活用の目的（目指すべき方向性）を記載するものとします。

### （3）作物ごとの作付予定面積

作物ごとに、前年度の作付面積並びに当年度及び平成28年度の作付予定面積を記載するものとします。

### （4）平成28年度に向けた取組及び目標

産地交付金により支援するものとする取組のうち、

- ① 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組
- ② 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組
- ③ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

に該当するものについては、地域の特色のある魅力的な製品の産地づくりに向け、対象作物・取組ごとに、現状値（平成25年度の数値）、目標値（平成28年度の数値）等を記載するものとします。この場合、平成28年度の目標については、取組実績を把握できる、取組面積、生産量等の客観的な目標を設定するものとします。

産地戦略枠については、これらの目標の達成に向けた取組に充てなければならぬものとします。また、当初配分のうち産地戦略枠以外の枠（以下「従来枠」という。）から産地戦略枠への振替を平成27年度以降においても徐々に行うこととしている中で、従来枠及び追加配分枠をこれらの目標の達成に向けた取組に充てることは差し支えないものとします。

### （5）産地交付金の活用方法の明細

当初配分（産地戦略枠と従来枠）、追加配分の別に、支援対象となる作物、具体的な使途（取組内容）、単価等を記載するものとします。

## 3 公表

2の（1）から（4）までについては策定主体のホームページ等で公表するものとします。

### 第3 飼料用米、米粉用米の収量に応じた支払いについて

- 1 飼料用米、米粉用米で取り組む品種と同一の品種で主食用米の生産にも取り組む場合の出荷方式としては、区分管理方式による出荷又は一括管理方式による出荷のいずれかを選択することができるものとします。

ただし、区分管理方式による出荷を選択する場合には、新規需要米取組計画書（需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙4の第5の1）に、飼料用米、米粉用米の生産段階における主食用米の生産との差異の内容（多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合（生産性ないし収量が低いほ場で取り組む場合を含む。）の取組内容）を記載しなければならないものとします。

（※）区分管理方式による出荷・一括管理方式による出荷とは、需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の1に規定する出荷方式をいいます。

- 2 飼料用米、米粉用米の交付単価については、出荷方式の別により、下表に掲げる量を基に算定を行うものとします。

区分管理方式による出荷	取組ほ場からの全収穫量（※）
一括管理方式による出荷	出荷契約数量又は需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の別添2の方法により調整した数量

（※）交付金の算定に当たって、飼料用米、米粉用米の生産数量に疑義が生じた場合において、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センター等（地方農政局又は北海道農政事務所が所在する道府県のうち地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの管轄区域以外の区域にあつては当該区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）と地域農業再生協議会とが連携して主食用米等のふるい下米の出荷・販売契約数量を確認できる書類（販売伝票の写し等）の提出を求める等の手法により、農業者の出荷・販売の形態やふるい目の実態について確認を行うことがあります。

## 第4 産地交付金の追加配分について

### 1 追加配分の対象となる取組

#### (1) 飼料用米、米粉用米に係る多収性専用品種の取組

多収性専用品種（需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の3に規定する品種をいう。）での飼料用米、米粉用米の取組について、追加配分を行うものとします。

#### (2) 加工用米に係る複数年契約の取組

加工用米の作付けに当たって、次の要件の全てを満たす複数年（平成26年産から28年産までの3年分を含むもの）の販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

① 生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。

② 販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む。）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。

また、生産者団体が契約主体となっている場合には、契約ごとに当該契約に係る生産者名並びに生産者ごとの各年の出荷数量（生産予定数量）及び作付面積の一覧表（様式第1号-1）が、需要者団体が契約主体となっている場合には、契約ごとに当該契約に係る需要者名及び需要者ごとの各年の契約数量の一覧表（様式第1号-2）が販売契約書に添付されていること。

③ 平成26年産から平成28年産についての契約数量が維持又は増加するものであること。

(※) 平成25年産までに加工用米を用いて自家加工に安定的に取り組んできた者が当該取組を継続して行う場合において、平成26年産から平成28年産についても引き続き当該取組を継続して行うものとして2の(5)から(7)までの規定による確認を受けた場合には、当該取組についても追加配分を行うものとします。

#### (3) 備蓄米の取組

備蓄米の政府買入れに係る競争入札において落札された数量に対応する備蓄米の取組について、追加配分を行うものとします。

(4) そば・なたねの取組

そば又はなたね（油糧用）の水田における作付けに当たって農協等と実需者等との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は実需者等との販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

(※) 自家加工については、要綱様式第14号「畑作物の自家加工販売計画書」を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

2 追加配分の手順

(1) 要綱第2の4の(1)の交付申請者は、1の(1)、(2)又は(4)に掲げる追加配分に係る取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、取組の内容に応じ、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
飼料用米、米粉用米の多収性専用品種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多収性専用品種の種子購入伝票の写し</li> <li>・新規需要米取組計画又は生産製造連携計画</li> </ul>
加工用米の複数年契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者等と需要者等との間での販売契約書の写し（平成26年産から28年産までの3年間以上の契約のもの）</li> <li>・契約ごと及び年産ごとの生産者リスト</li> <li>・加工用米取組計画書</li> </ul>
そば・なたねの作付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷・販売契約書の写し</li> </ul>

(2) 飼料用米、米粉用米に係る多収性専用品種の取組に関し、自家採種した多収性専用品種の種子を用いる場合には、上記の添付書類のうち、多収性専用品種の種子購入伝票の写しに代えて、多収性専用品種の種子のこれまでの増殖実績を記した書類（様式第2号）及び導入当初の種子の購入伝票の写しを添付するものとします。

(3) 加工用米に係る複数年契約の取組に関し、生産者団体が契約の主体となっている場合には、当該生産者団体が交付申請者に代わって上記の添付書類を提出することができるものとします。

(4) 加工用米に係る複数年契約の取組に関し、平成25年産までに加工用米を用いて自家加工に安定的に取り組んできた者が当該取組を継続して行う場合には、上記の添付書類に代えて、平成26年産から平成28年産までの加工用米を確実に自家加工に供する旨の誓約書(様式第3号)及び生産・加工販売の実績・計画(様式第4号)を添付するものとします。

(※) 平成26年産から平成28年産までの生産・加工販売の計画数量については、維持又は増加するものであることを要するものとします。

(5) 地域農業再生協議会は、(1)から(4)までに掲げる書類について確認の上、対象面積を様式第5号に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとします。

(6) 都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった対象面積を速やかに確認し、様式第6号に取りまとめ、その関連資料とともに、地域センター等を経由して地方農政局等(北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。)に、7月31日までに提出するものとします。

(7) 国は、各都道府県から報告のあった対象面積について、必要に応じて確認を行った上で、各都道府県ごとの追加配分枠を算定し、追加配分を行うものとします。

### 3 追加配分に係る助成内容の設定

(1) 産地交付金は、地域で作成する水田フル活用ビジョンに基づく取組を支援するものであることから、追加配分に係る産地交付金についても、当該追加配分に係る取組とは別の取組に充てる旨を水田フル活用ビジョンにおいて定めることができます。

ただし、この場合においても、助成の設定に当たっては、要綱別紙11の2の(3)の①から③までに即したものとすることが必要であり、

また、畑地を対象とすることはできません。

- (2) なお、(1) の場合においては、交付金額が追加配分額の範囲内に収まるよう単価を設定し、かつ、あらかじめ水田フル活用ビジョンに単価調整の方法を定めておくことが必要となります。

#### 4 追加配分に係る実施状況の確認

- (1) 地域農業再生協議会は、要綱別紙11の3(1)の確認を行うに際しては、1の(1)から(4)までの取組に係る作付面積及び実施状況を確認した結果を様式第7号に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとします。都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった確認結果を様式第8号に取りまとめ、その関連資料とともに、地域センター等を経由して地方農政局等に提出するものとします。
- (2) また、交付金額が(1)の確認を受けた面積に基づいて改めて算定される追加配分枠の額を超過する場合には、あらかじめ水田フル活用ビジョンで定めた単価調整の方法に基づき、当該枠内に収まるように単価を減額するものとします。

#### 5 配分額の調整に係る対応

- (1) 飼料用米、米粉用米に係る多収性専用品種の取組に関し、需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第4の3の(2)イの品種による取組に係る追加配分については、当該品種に係る作付けの状況、単収の状況等によっては、必要に応じ、次年度において当該品種に係る多収性専用品種の認定の取消し、産地交付金の当初配分の額の調整等の所要の措置を講じるものとします。
- (2) 加工用米に係る複数年契約の取組に関し、契約が途中で打ち切られた場合は、原則として、当年産の産地交付金は交付しないこととするほか、契約の途中解約の理由等によっては、当該複数年契約に係る前年又は前々年分の取組に関して産地交付金の交付を受けた者に対し、当該交付分の返還を求めるものとします。

(3) (1) 及び (2) に掲げる場合のほか、2の(6)で報告された数値と4の(1)で報告された数値に相当な乖離がみられた場合には、必要に応じ、次年度の産地交付金の当初配分の額の調整等の所要の措置を講じるものとします。



加工用米の複数年契約に係る需要者名及び契約数量等一覧

〇〇(生産者名又は生産者団体名)と〇〇(需要者団体名)との加工用米の複数年契約に係る需要者名及び各年の需要者毎の契約数量は、以下のとおりです。

需要者団体と需要者との契約における需要者ごとの契約数量

需要者情報		平成26年産 契約数量 (玄米kg)	平成27年産 契約数量 (玄米kg)	平成28年産 契約数量 (玄米kg)
需要者名・代表者名	住所			
計				

(注1) 必要に応じ、適直行を追加してください。

(注2) 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができます。

自家採種の種子による取組申請書

住 所  
氏 名 印

飼料用米又は米粉用米の多収性専用品種の導入の取組に当たって、自家採種の種子を用いたもので、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 対象作物 飼料用米 ・ 米粉用米
- 2 栽培品種
- 3 生産面積 a
- 4 播種量 kg/10a
- 5 自家採種の実績及び計画

年度		採種量 (kg)	作付 (予定) 面積(a)
導入1年目	平成〇〇年産 (実績)		
導入2年目	平成〇〇年産 (実績)		
導入3年目	平成〇〇年産 (実績)		
・	・		
・	・		
・	・		
導入〇年目	平成26年産 (実績又は予定)		
導入〇年目	平成27年産 (予定)		

- ※1 自家採種導入1年目からの年度毎の採種量及び作付面積の実績を記載してください。  
平成26年産の採種量及び作付面積は予定又は実績、平成27年産は予定を記載してください。
- ※2 多収性専用品種の種子を購入した際の購入伝票の写しを添付してください。
- ※3 必要に応じ、適宜行を追加してください。

(注) 複数の品種で取り組んでいる場合には、それぞれ分けて記載してください。

年 月 日

加工用米の適正使用に関する誓約書

私は、自ら生産した加工用米について、計画のとおり自家加工に用いた上で販売することとし、当該用途以外へ転用しないことを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するため、地域農業再生協議会、都道府県、地域センター等の職員から調査依頼があった場合には、協力します。

この誓約書に反した場合には、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Vの第5に基づき、措置が講じられることに異存ないことを申し添えます。

自家加工用米生産者

住所

氏名

印

加工用米の自家加工販売者に係る生産・加工販売の実績・計画  
について

自家加工用米生産者（販売者）

住所

氏名

印

加工用米の自家加工に係るこれまでの生産・加工販売の実績・計画について、下記のとおり報告いたします。

1 加工用米の自家加工に係るこれまでの実績（生産面積、数量等）

	加工用米 生産面積 (a)	加工用米 生産数量 (kg)	単収 (kg/10a)	製品	製品の 販売数量	原料米穀 使用数量 (kg)
平成 23年産						
				合計		
平成 24年産						
				合計		
平成 25年産						
				合計		

(注) ・「製品」が複数ある場合は、行を追加して記載。

・「製品の販売数量」欄には、製品の内容量の単位（例：kg、 $\mu$ 等）を合わせて記載。

・「原料米穀使用数量」欄には、他者から購入して使用する場合等の数量も含める。

(添付書類) 平成25年産の製品の販売実績が確認できる資料

## 2 加工用米の自家加工に係る計画

### (1) 生産計画面積、数量等

※ 平成26年産～28年産の加工用米の生産計画数量については、維持又は増加するものであることを要するものとします。

	加工用米 生産計画 面積 (a)	加工用米 生産計画 数量 (kg)	単収 (kg/10a)	製品	製品の 販売計画 数量	原料米穀 使用計画 数量 (kg)
平成 26年産						
				合計		
平成 27年産						
				合計		
平成 28年産						
				合計		

(注) ・「製品」が複数ある場合は、行を追加して記載。

- ・「製品の販売計画数量」欄には、製品の内容量の単位（例：kg、ℓ等）を合わせて記載。
- ・「原料米穀使用計画数量」欄には、他者から購入して使用する場合等の数量も含める。

### (2) 製品の販売形態

(自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等)

### (3) 製品の主な販売先

(一般消費者、卸・小売店、スーパー等)

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会長

## 水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、水田活用の直接支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25生産第3561号農林水産省生産局長通知）第4の2の（5）の規定に基づき、平成26年産経営所得安定対策等の7月1日現在における営農計画書等の内容により、追加配分に係る各取組の対象面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

## 記

飼料用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
米粉用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
加工用米の複数年契約（3年間）の取組	a
うち自家加工分	a
そば（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a
なたね（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a

※ 対象面積の根拠となる関連資料を添付してください。

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分対象面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、水田活用の直接支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25生産第3561号農林水産省生産局長通知）第4の2の（6）の規定に基づき、平成26年産経営所得安定対策等の7月1日現在における営農計画書等の内容により、追加配分に係る各取組の対象面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

飼料用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
米粉用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
加工用米の複数年契約（3年間）の取組	a
うち自家加工分	a
そば（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a
なたね（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a

※ 対象面積の根拠となる関連資料を添付してください。

様式第7号

番 号  
年 月 日

都道府県知事 殿

地域農業再生協議会長

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、水田活用の直接支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25生産第3561号農林水産省生産局長通知）第4の4の（1）の規定に基づき、追加配分に係る各取組の実施面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

飼料用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
米粉用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
加工用米の複数年契約（3年間）の取組	a
うち自家加工分	a
備蓄米の作付の取組	a
そば（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a
なたね（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a

※ 実施面積の根拠となる関連資料を添付してください。

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分実施面積について

水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分について、水田活用の直接支払交付金実施要領（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3561 号農林水産省生産局長通知）第 4 の 4 の（1）の規定に基づき、追加配分に係る各取組の実施面積を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

記

飼料用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
米粉用米での多収性専用品種の取組	a
うち自家採種分	a
加工用米の複数年契約（3 年間）の取組	a
うち自家加工分	a
備蓄米の作付の取組	a
そば（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a
なたね（基幹作）の作付の取組	a
（二毛作）の作付の取組	a

※ 実施面積の根拠となる関連資料を添付してください。

平成26年産

『飼料用米』・『米粉用米』を生産する皆様へ

## ご存じですか？

平成26年産から、「飼料用米」及び「米粉用米」の助成は、収量に応じて助成額が変動する数量払いが導入されました。※1

このため、助成対象となる数量は、登録検査機関による農産物検査で、それぞれ「合格」※2又は「3等以上」に格付けされた数量となります。

- ※1 助成単価は、5.5万円/10a～10.5万円/10a となります。
- ※2 飼料用米の検査規格が設定され、等級区分は「合格」、「規格外」の2区分となります。
- ※3 農産物検査を受検しない場合又は規格外に格付けされた場合は、捨てづくりでないか確認のうえ最低単価（5.5万円/10a）を助成します。
- ※4 主食用米等から低品位の米穀を寄せ集めて出荷することは認められません。

## 検査はどこで受けるの？

検査場所は、登録検査機関が事前に指定した場所となりますので、あらかじめ生産者は、集荷業者、実需者、登録検査機関との間で検査場所の相談を行ってください。

ウラ面参照

## 用途がわかる表示が必要!!

飼料用米、米粉用米等の用途が限定された米を販売する場合は、紙袋等の包装に用途を表示する必要があります。

飼料用米は **飼**、米粉用米は **粉**

- ※1 大きさは、外円直径30～40ミリメートル、肉幅2～5ミリメートルとし、肉色は青又は緑色とする。
- ※2 見やすい箇所へ印刷、押印、シールの貼付その他の方法により鮮明に表示。

北陸農政局生産部生産振興課  
電話：076-232-4302

# 登録検査機関一覧

平成26年6月現在

名 称	住 所	電話番号(代表)	農産物の種類	
			もみ	玄米
全国農業協同組合連合会(石川県本部)	金沢市古府1丁目220番地	076-240-5331	○	○
金沢市農業協同組合	金沢市松寺町末59番地1	076-237-3946		○
金沢中央農業協同組合	金沢市入江町1-1	076-267-4599		○
日栄商事株式会社	金沢市南新保町口35番地	076-237-5241		○
石川スズエ販売株式会社	金沢市黒田2丁目373番地	076-249-0221		○
株式会社 池上商店	金沢市松寺町力146番地	076-237-5810		○
合名会社 柏木農機店	金沢市福久町ハ60番地	0767-74-2111		○
株式会社 米心石川	金沢市松島1丁目1番地	076-249-5355		○
一般社団法人 石川県主要農作物種子協会	金沢市古府一丁目220番地	076-240-5331	○	○
長崎産業株式会社	金沢市新保本一丁目312番地	076-218-5358		○
合同会社 アグリサービス	金沢市新保本一丁目468番地	076-249-8239		○
加賀農業協同組合	加賀市作見町本10番地1	0761-73-5311		○
株式会社 フクムラ	加賀市中代町24番地	0761-77-3646		○
小松市農業協同組合	小松市上小松町丙252番地	0761-23-4052		○
株式会社 鈴八農機商会	小松市高堂町ハ5番地	0761-22-5980		○
松任市農業協同組合	白山市村井町1776番地	076-274-1472		○
倉山米穀株式会社	白山市安田町57番地	076-275-0312		○
白山農業協同組合	白山市井口町に62番地1	076-273-5277		○
農事組合法人 早崎農産	白山市明島町ヨ36番1号地	076-272-1011		○
株式会社 六星	白山市橋爪町104番地	076-276-5266		○
丸七商事株式会社(金沢営業所)	白山市福留町314番地1	076-277-8880		○
能美農業協同組合	能美市粟生町ヨ1番地	0761-57-2655		○
根上農業協同組合	能美市大成町リ40番地	0761-55-1100		○
一般社団法人 かがのと農産物検査協会	能美市牛島町口175	0761-57-1919		○
農事組合法人 アイ・ケイ	能美市辰口町204番地1	0761-51-7072		○
有限会社 森農園	能美市末備町甲25番地	0761-57-1809		○
農事組合法人 和多農産	能美市山田町121番地	0761-51-5225		○
有限会社 アグリほりかわ	能美市石子町ハ58番地	0761-57-1473		○
有限会社 西田米穀店	能美市小長野町戊164番地1	0761-57-2476		○
野々市農業協同組合	野々市市中林5丁目1番5	076-248-8954		○
(財) 日本穀物検定協会(石川出張所)	野々市市御経塚3-65	076-249-9788	○	○
株式会社 米屋	野々市市福荷一丁目88番地	076-246-6000		○
株式会社 林農産	野々市市藤平132番地	076-246-1241		○
石川かほく農業協同組合	河北郡津幡町字清水子329番地	076-288-7555		○
志賀農業協同組合	羽咋郡志賀町字末吉新保向1番地	0767-32-1155		○
中橋商事株式会社	羽咋郡宝達志水町字柳瀬ヨ9番地1	0767-29-8800		○
有限会社 荻島農園	羽咋郡宝達志水町荻島イ26番地9	0767-29-4648		○
有限会社 アグリタウン	羽咋郡宝達志水町二口179番地	0767-29-3560		○
はくい農業協同組合	羽咋市太田町と105番地	0767-26-3344		○
有限会社 高田米肥店	羽咋市大川町2丁目8番地	0767-22-0262		○
有限会社 いまい	羽咋市金丸出町力の部33番地2	0767-26-0241		○
有限会社 フロンティアはら	羽咋市本江町84番地	0767-26-0408		○
有限会社 グリーン・ハート	羽咋市酒井町ウ53番地	0767-26-0450		○
有限会社 ながせ	羽咋市千路町に2番地	0767-24-1536		○
農事組合法人 アグリスターオナガ	羽咋市尾長町ト72番地	0767-26-1225		○
株式会社 神子の里	羽咋市神子原町は190番地	0767-26-3580		○
農事組合法人 夢ふく	羽咋市円井町力240番地	0767-26-0881		○
農事組合法人 能登やまびこ	鹿島郡中能登町春木西123番地	0767-74-2323		○
能登わかば農業協同組合	七尾市神明町木部18-4	0767-53-8500		○
七尾米屋協同組合	七尾市府中町員外20番地	0767-52-0557		○
有限会社 七尾物産商会	七尾市万行町31部108番地の1	0767-52-1221		○
有限会社 あぐり能登	七尾市和倉町ひばり三丁目3番地1	0767-62-8330		○
おおぞら農業協同組合	鳳珠郡穴水町字大町ほの95番地	0768-52-3813		○
内浦町農業協同組合	鳳珠郡能登町字松波10字54番甲1	0768-72-2678		○
北能産業株式会社	鳳珠郡能登町字柳田仁部72番2地	0768-76-1200		○
町野町農業協同組合	輪島市町野町広江4字32番地	0768-32-1107		○
珠洲市農業協同組合	珠洲市野々江町ユ部40番地1	0768-82-7505		○
有限会社 おくのと農産物検査協会	珠洲市若山町出田ほ部26番地	0768-82-6788		○
有限会社 浅市農機	珠洲市正院町小路14部2番地	0768-82-0864		○

注: 検査手数料等、詳細については各登録検査機関へ直接ご照会下さい。

## 「米に関するマンスリーレポート」・「米に関するメールマガジン」について

今般、米政策の見直しが行われ、平成26年3月から米の流通に係るよりきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報等の提供を、農林水産省ホームページ及びメールマガジンの配信により行っておりますので、御覧ください。

○ 「米に関するマンスリーレポート」

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

○ メールマガジン配信登録

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

○ 石川県の民間在庫状況と契約・販売状況(速報) (農林水産省「米に関するマンスリーレポート」(平成26年6月6日公表)より抜粋)

1 平成25年産米の相対取引価格・数量(平成26年4月)(速報)

(単位:円/玄米60kg税込、玄米トン)

産地	品種銘柄	参 考									
		価格		数量		価格		数量		数量	
		25年産米 (26年4月) ①	25年産米 (26年4月) ②	25年産米 (26年3月) ③	対前月比 ①/③	24年産米 (25年4月) ④	対前年比 ①/④	25年産米 (26年3月) ⑤	対前月比 ②/⑤	24年産米 (25年4月) ⑥	対前年比 ②/⑥
石川	コシヒカリ	14,227	5,738	15,136	94%	16,633	86%	1,373	418%	4,196	137%
石川	ゆめみづほ	13,481	731	13,446	100%	15,965	84%	275	266%	224	326%
全国全銘柄平均価格、合計数量		14,663	201,310	14,449	101.5%	16,508	88.8%	257,659	78.1%	113,875	176.8%

※対象業者は、全農等の出荷団体、出荷業者(年間の直接販売数量が5,000トン以上)  
(注意:消費税相当額は、平成26年3月分までは5%、同4月分以降は8%で算定している。)

2 平成25年産米の契約・販売状況(累計、うち米、平成26年4月末現在)

(単位:玄米千トン)

	集荷数量 ①	契約数量 ②	販売数量	
			契約比率 ②/①	販売比率 ③/①
石川県	37.5	33.2	89%	14.6
コシヒカリ	27.6	25.8	93%	10.1
ゆめみづほ	7.1	5.3	75%	3.2
全 国	3,442	2,632	76%	1,631

※対象業者は、全農等の出荷団体、出荷業者(年間の直接販売数量が5,000トン以上)

3 民間在庫の状況(うち米、平成26年4月末現在)

(石川県産) (単位:玄米万トン)

出荷+販売段階	3.6
25年産米	3.6
1年古米 (24年産)	0.0
出荷段階	3.2
販売段階	0.4

(全国) (単位:玄米万トン)

出荷+販売段階	258
25年産米	236
1年古米 (24年産)	13
出荷段階	217
販売段階	41

対前年差  
+30万トン

対前年差  
+34万トン  
対前年差  
▲4万トン

※出荷段階は、全農等の出荷団体、出荷業者(年間の玄米仕入数量が500トン以上)  
※販売段階は、米穀の販売の事業を行う者(年間の玄米仕入数量が4,000トン以上)